

購入者の皆様へ

東 広 島 市
(都 市 整 備 課)

公園利用についてのお願い

公園は、市民の健康管理やコミュニティーの場としてだれでも利用できる施設として設置されているものですが、公園利用について次のご協力をお願いいたします。

① 公園の維持管理（除草など）

除草等の維持管理については、基本的に地域の皆様をお願いしております。自治会等で計画・実施していただき、皆様が快適に使用できる状態を保っていただけますようお願いいたします。

施設の老朽化・破損等による修繕については東広島市都市整備課公園係（082-420-0955）が対応しますので、ご連絡のほどよろしくをお願いいたします。

② 「公園里親制度」

5人以上で5年間以上、1年に1回以上の公園維持管理活動を行っていただくことを条件に、清掃等で必要と認めたものの貸与・支給が可能となる「公園里親制度」というものがあります。

詳細については右のQRコード（東広島市HP）からご確認ください。

公園里親制度
について↓



③ ペットの散歩やボール遊びについて

公園内では必ずリードを着けて散歩を行ってください。また、糞尿については飼い主が責任をもって処理してください。

ボール遊びを行う際には、フェンスやベンチ等、施設を壊さないよう、公園外へボールが飛び出ないように注意してください。

フェンスの高さを上げることは基本的にお断りしていることをご了承ください。

④ トラブル

公園施設によるもの以外の対人・対物のトラブル（例：ボールが隣地へ飛び込み、回収するため無断で私有地へ侵入された、家や車などにぶつけられて損害があった等）については、警察へ相談してください。

⑤ 公園利用の制限について

公園利用についての基本的なルールは公園に設置している看板のとおりですが、ボール遊びの禁止やその他の利用を制限する場合は、地域の皆様でルール決めを行った上で、住民自治協議会より要望書を東広島市都市整備課公園係までご提出ください。

都市整備課公園係
連絡先 082-420-0955